

『東三河後見センター』会報 第55号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

令和 3 年 3 月 31 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

コロナ禍のもと東三河後見センターは

2020 年度日本郵便の年賀寄付金助成金を得て行ってきた「市民後見人養成講座」と「市民後見人の活動の手引き」作成事業は、幸い関係者にコロナ感染者が出ることもなく、年度を終えそうです。市民後見人養成講座は、コロナのためスケジュールの変更を余儀なくされて、あと座学と実習を残しており、修了は7月の予定です。18名受講のうち、16名は修了の見込みです。「市民後見人の活動の手引き」は、手引き作成委員会の委員6名と事務局2名で8月から委員会を開催して2月まで計6回の委員会で議論を重ねて完成、400部印刷しました。この会報とともに会員の皆さんのお手元に届いていることと存じます。

ボランティア精神をベースにした法人後見の活動を広げるために

当法人が掲げている「市民参加の法人後見」は、市民のボランティア精神をベースにした後見人等の活動を普及することにより、障害により判断能力が不十分でも、生涯、安心して地域で住み続けられるようにすることです。市民後見人は被後見人等に寄り添い、ご本人の意思や希望を尊重して、ご本人の権利と利益を守るだけでなく、ご本人の幸福を共に追求します。

そうした市民後見人候補者を育成するための活動が、市民後見人養成講座の開催と「市民後見人の活動の手引き」作成委員会の活動でした。令和3年度は、新たな市民後見人候補者を迎えるとともに、手引きに基づいた市民後見人の活動の支援を充実させて、「市民参加の法人後見」の新たな一歩を踏み出す年にしたいと計画しています。

うれしいお便りが東三河後見センターの全員への励ましと活動の振り返りに

この会報の6ページの会員紹介にシンシア豊川の山内さんからの「入所施設ならではの8050問題への対応」というお便りが掲載されています。その後半に、「一前略— 東三河後見センターさんは、たとえ遠方であっても、申請の手続きを迅速にかつご家族の状況に合わせて、お手伝いしてくれます。なにより嬉しいことは、ご利用者様を定期的に訪問してくださり、一緒に時間を過ごしてくださることです。シンシア豊川のラウンジで、東三河後見センターの担当職員様が、差し入れのお茶菓子を持参され、ご利用者様にやさしく話しかけて下さるところをお見かけすると、本当に安心するとともに心が暖かくなります。東三河後見センターさんの設立趣旨にあるように、高齢者・障害者が生涯その人らしい生活ができるように支援する「権利擁護のセーフティネット」として、これからも身近な心強い存在としていて下さることを期待しています。」

身に余るうれしいお便りでしたので、つい長く引用させていただきました。しかし、私自身を含め職員と市民後見人全員が、いつでもどこでもそのような後見活動ができているか、まだ自信はありません。相手に寄り添っているか？ 自分の勝手な判断で動いていないか？ ご本人はうれしそうな言葉、表情、態度を見せているか？ この機会に活動を振り返ってみたいと思います。

令和2年の全国の成年後見等の申立て件数は前年に比べ微増に終わりました。山内さんのお便りにあるような後見活動が東三河後見センターだけでなく、全国に広がれば、成年後見制度の利用は自ずと促進されるに違いありません。

(代表理事 長谷川卓也)

令和2年度市民後見人養成講座もいよいよ終局へ！

令和2年10月17日(土)からはじまりました市民後見人養成講座(「2020年度日本郵便年賀寄付金」助成)も、3月10日(水)の家庭裁判所見学(AM)と午後の講義で今年度のスケジュールは終了しました。お疲れさまでした。

5日目 令和2年12月19日(土)、①「本人理解(認知症高齢者)」-認知症サポーター養成講座- 豊川市介護高齢課 柿田真宏氏・橋本祥子氏、②「介護保険制度」 よしおか国際福祉研究所・東京福祉大学非常勤講師 吉岡英雄氏、③フィードバックタイム「市民後見人の活動について」 東三河後見センター市民後見人・理事 古川伸氏



6日目 令和3年1月23日(土)、①「本人理解(知的障がい者)」-知的障がいのあるかたとの関わり方-、「障害者総合支援法」 新城市基幹相談支援センター 所長渡邊達夫氏、②「本人理解(精神障がい者)」-精神障がいのあるかたとの関わり方- 自助グループたんぽぽ会 会長廣田祥久氏、③「精神保健福祉法」 社会福祉法人やまなみ会やすらぎの家 所長村澤三千代氏、フィードバックタイム「意思決定支援について」 東三河後見センター 事務局長工藤明人氏

フォローアップ研修会 令和3年2月7日(日)、「法人後見のいろいろなカタチ」～市民後見人に期待すること～(本会報3～5ページ参照)

7日目 令和3年2月13日(土)、①「後見業務の実務Ⅰ」-家庭裁判所との関わり、後見監督について- 家庭裁判所 元書記官米山昌志氏、②「税務」-税の仕組みの理解- 安形税務会計事務所 所長税理士安形京子氏、③「後見業務の実務Ⅱ」-後見人としての心がまえ-東三河後見センター市民後見人 丸山智子氏、市民後見人・理事 池田進氏、フィードバックタイム「成年後見制度に必要な書類」(グループワーク) 東三河後見センター 事務局長工藤明人氏



8日目 令和3年3月6日(土)、①「後見業務の実務Ⅰ」-後見等開始の審判の流れ、就任時の実務-、②「後見業務の実務Ⅱ」-財産目録の作成、収支予定表の作成- 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部 支部長吉川豊氏

9日目 令和3年3月10日(水)、①名古屋家庭裁判所 豊橋支部見学、②公的年金制度-公的年金制度の基礎知識- 豊川年金事務所 副所長深谷洋一氏他お客様相談室係2名、フィードバックタイム「意思決定支援をふまえた後見事務ガイドライン」 東三河後見センター 事務局長工藤明人氏

コロナ禍の中、ここまで養成講座を進めてこられたのは、この講座に関わったすべての皆さま方の協力あつての賜物だと感謝しております。



花が咲き草木が勢いづく季節となりました。コロナ禍に見舞われた令和2年度でありましたが、新しい年度は新型コロナウイルスに打ち勝つ年になることを願いながら、7月の修了式に向かって、福祉現場実習、実習報告会と準備していきます。あともう少し、一緒に頑張っていきましょう。

(文責：山本達也)

市民後見人フォローアップ研修

「法人後見のいろいろなカタチ」～市民後見人に期待すること～と題して、令和3年2月7日（日）、豊川商工会議所ABホールにてフォーラムが開催されました。新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令される中での開催でしたが、受講者31名、講師、スタッフ併せて総数38名の参加で行われました。

今回のフォーラムの講師は、名古屋市成年後見あんしんセンター次長高橋健輔氏、尾張東部権利擁護支援センターセンター長住田敦子氏、東三河後見センター代表理事長谷川卓也氏の3氏、東三河後見センター事務局長工藤明人氏の司会で進められました。最初に工藤氏から、市民後見人養成講座第1日目の「市民後見人のすすめ」から、市民後見人の活動スタイルを振り返り、本日のテーマである、法人後見のいろいろなカタチへと話題をつなげていきました。

各講師それぞれが、所属する法人の活動状況を話されました。

（高橋健輔氏）

名古屋市社会福祉協議会として、2010年10月から、名古屋市成年後見あんしんセンター開設、その翌月より市民後見人養成研修を開催した。その後2018年度まで、7回開催し、修了者186名、令和2年12月末現在、バンク登録者107名。個人での受任が56事案、法人での受任が74事案受任している。個人受任の56事案については、全ての事案で名古屋市社協が後見監督人に就任し、報酬付与の申立てはしていない。昨年7月からは、名古屋市成年後見制度利用促進計画（5か年計画）の中核機関として名古屋市の受託をうけて運営をしている。市民後見人候補者養成の流れは、15日間、70時間の講習で、養成講習中に、レポートと面接による選考も行なっている。個人受任の市民後見人には、月1回の後見監督人（名古屋市社協）への報告を義務付け、3か月に1回は対面で、通帳等現物確認、日常的な金銭管理や支援の経過の確認を行っている。



法人後見では、名古屋市社協が法人として受任し、市民後見人は、支援員として本人との面会や生活費を届けたり、郵便物の確認など、本人の面会を中心とした活動を行っている。その報告についても個人受任と同じく、毎月と3か月ごとの報告で活動の確認がされている。

（住田敦子氏）

尾張東部権利擁護支援センターは、瀬戸、尾張旭、豊明、日進、長久手、東郷の5市1町が共同で設置したNPO法人です。今年10年目を迎えます。法人後見は、現在累計102名の方を法人で受任している。その内7名の方を市民後見人が引き継いでいるが、亡くなられた方を引くと、現在法人後見は60件です。市民後見推進事業の取り組みは、2015年（平成27年）に市民後見人養成検討委員会を設置して始まった。5市1町が2年毎の持ち回りでっており、現在第3期で東郷町が担当している。年度をまたいで養成研修を実施している。



市民後見人の目指す姿は、権利擁護活動を地域の社会貢献活動として行う、社会貢献型ボランティアという位置づけです。定義としては、家庭裁判所から成年後見人等として個人で選任され専門職による活動支援を受ける。市民

としての特性を活かした後見活動を地域で展開するということです。要件は、所定の研修を終了しバンク登録をしていること。センターからの推薦により、家庭裁判所から個人で選任されるという形態をとっています。市民後見人に関する検討の場として、適正運営委員会の中の受任調整分科会では候補者の検討や調整を、選考分科会では養成研修のことや、バンク登録の選考を行っています。市民後見人の受任要件は、基本的に落ち着いた見守り中心のケースです。3期を終えてのバンク登録者は46名。うち20件が受任者です。当法人も、令和1年4月中核機関として指定を受けています。

市民後見人養成研修の流れは、71時間、7か月かけての研修を行っており、名古屋市社協と同様に選考もしています。市民後見人養成については、行政からの委託を受け、養成から活動支援までセンターと協働で実施しています。また、今年で4年目になりますが、愛知県市民後見推進事業を受託し、市民後見推進のための広報・啓発活動も行っています。

(長谷川卓也氏)

東三河後見センターは、法人設立が2007年2月で、14年目を迎えます。当初は、市民団体「後見制度を考える会」という、この地域の知的障がいに関わる職員や親が集まって勉強する会でした。法人後見ができる法人を作ろうという趣旨で始めたこの勉強会で、法人設立へと向かっていきました。東三河後見センターは、愛知県から認定NPO法人と認定されています。当法人に寄付した場合や賛助会員年会費も寄付とみなされ、確定申告することで、所得税控除又は税額控除の対象となるという優遇措置を受けることができます。最初は、収入がないため大変でしたが、2～3年目で軌道に乗ってきました。現在100名の方の受任をしていて、累計では160名くらいになります。この現在の100名のうちの半分の方を市民後見人の方が担当しています。20名の市民後見人の方が、一人2～3名の方を担当している状況です。任意後見についても、1名の方を受任しています。職員数は、常勤職員2名、非常勤職員5名と、経営上の問題もありますが、非常に少ない人数でやっています。



東三河後見センターは、この地域の法人後見団体の先駆者として、権利擁護と地域福祉に市民が参加するという、この法人が設立当初目指していた形になりました。元々は個人選任の市民後見人という形を目指してきましたが、平成22年(2010年)に養成研修を始めて、その講座を終了した修了者に尋ねると、個人選任では無理だという意見がありました。法人が支援してくれるならやってもいいという意見の方が大半でした。この法人の場合は、法人後見でやっていますが支援員とは呼ばずに、市民後見人と呼んでいます。もともと単独で選ばれてやる仕事、報告書の作成・提出、報酬付与の申立て、その他土地の売却とか相続とか難しいことも起こってきますが、基本的には市民後見人の方に行っていると思っています。職員は、一人ひとりの市民後見人さんに合わせながら支援するという形をとっています。市民後見人のメリットは、きめ細かな支援(身上保護)ができることだと思っています。

(住田敦子氏)

「市民後見人が被後見人に宛てた手紙」を紹介された。受任した市民後見人の方がご本人のところへ行って手紙を渡されました。報告の時に、こんな手紙を渡しましたと言って持ってきてくれたものです。「私は、〇〇さんの後見人の□□□□です。後見人の私は、〇〇さんが安心して暮らすためのお手伝いをします。病気になった時はどうしたらいいか一緒に考えます。困ったことが起きた時、どうしたらいいか一緒に考えます。したいことがある時、どうしたらできるか一緒に考え

ます。〇〇さんが思っていること、困っていること、心配なことなど、知りたいと思っています。これからいろんなことを一緒に話せる話し相手になればと思います。どうぞよろしくお願いします。」とても気持ちがこもっていて、ご本人に寄りそった支援を心からして頂いていることが良く分かる手紙です。

(高橋健輔氏)

市民後見人に期待することは、本人に寄り添った後見活動、本人の意思を確認し悩みながら本人と関わり続けていくこと。そして、人生経験を生かした地域福祉型の後見活動、ふれあいいきいきサロン、認知症カフェのボランティア活動などに参加する。また、市民後見人で作成した啓発チラシを活用して成年後見制度の啓発、困りごとを抱えた方の発見につなげるなどが、期待するところです。

(住田敦子氏)

後見人は、多大な権限を持っています。後見人であれば、包括的な代理権を持っています。本人に意思決定の能力がないという前提に立って、後見人が本人の意向を聞かず、意思を尊重せずに判断してしまう、それが権限の侵害ではないかとも云われている。後見人にしてみれば良かれと思ってやっていることも、本人の意に沿っていなかったということも良くある。後見人がどう本人の意思を尊重し、意思決定支援に取り組んでいったらいいのかということで、令和2年10月30日、意思決定支援ワーキンググループから公表された、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」より、意思決定支援の基本原則が説明された。意思決定支援の基本原則の中から、①どんな人にも意思決定能力があるという前提に立って、意思決定支援を行っていくということ。②本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性を、支援者がしっかりと行っていくこと。本人は何もできない人でなくて、自分が決定したことに支援が必要な方という前提に立っているの、本人の意思決定を支援していくには、あらゆる方法を試して支援者が支援していくこと。③一見不合理にみえる意思決定でも、本人の意思決定能力がないということではない。無謀だと思えることでも、それで本人に意思決定能力がないとみてはいけないということ。等々説明された。

(高橋健輔氏)

名古屋市社協における中核機関の役割について説明があった。成年後見、権利擁護、意思決定支援の考え方などの広報、相談につないでいくこと。成年後見制度へつないでいくことが全てではなく、解決策の一つにすぎない、場合によっては社協が行う日常生活自立支援事業も方法の一つ、他にも解決策があるかもしれない。成年後見制度の利用促進、本人にとってどんな支援が必要なのか、どんな方が後見人にふさわしいのか。そして、後見制度を利用される場合、後見人になられた方への支援をする役割を担っている。この一連の流れの中で、不正防止の効果も図られることが、中核機関に期待される役割になっています。市民後見人に期待することは、広報、発見してつないでいくことです。

(長谷川卓也氏)

市民後見人は、民法858条に基づいて活動している。被後見人の意思尊重義務及び身上配慮義務です。東三河後見センターを立ち上げた時から、それが基本と考えていた。改めて意思決定支援、本人の気持ちを重視するということを肝に銘じてやっていきたい。本人の意思を上手に引き出すのが後見人の技であると思う。その点では専門職後見人よりも、市民後見人の方が優れているのではと思っている。今後の市民後見人活動に期待する。

以上の内容でフォーラムを締めくくられました。

(文責：山本達也)



東三河後見センターの今後の予定(4月～6月)

☆ミーティング 開催日 原則毎月4回 火・土曜日 午前9時30分～午前11時
場 所 豊川商工会議所1階 第2・5会議室

4月20日 事務局会議 13:30～ 事務所内
4月22日 法人監査 18:30～ 事務所内
4月23日 臨時理事会 18:30～ 第5会議室
5月11日 事務局会議 13:30～ 事務所内
5月16日 第15回通常総会
6月8日 事務局会議 13:30～ 事務所内
6月26日 市民後見人養成講座⑨ 第1,2会議室
※同封した行事予定をご確認ください!!



2020年度日本郵便年賀寄付金助成によって6回の作成委員会を実施し、完成しました。説明会等をとおしながら周知していきたいと思ひます。

会員紹介

入所施設ならではの8050問題への対応

シンシア豊川 山内康敏

この度、賛助・個人会員として入会しました、社会福祉法人アパティア福祉会相談支援事業所シンシア豊川の山内と申します。シンシア豊川は障害者支援施設(知的障害者の入所施設)として平成9年に豊川市のゆうあいの里内に開設しました。私が所属する相談支援事業所シンシア豊川は、入所施設内にあります。私はシンシア豊川に入所しているご利用者様の、相談支援を担当しています。シンシア豊川はグループホームも含めて、73名のご利用者様が入所しています。開設当初の平均年齢は27歳でしたが、あれから24年経過し、現在の平均年齢は49歳、最高年齢77歳です。開設当初のみなさんは若々しかったですが、自分も含めてそれなりに「歳をとったなあ」と感じています。

「8050問題」が時々ニュースで取り沙汰されますが、これはご承知の通り、80歳の親が50歳の子の面倒を見ているという社会問題です。シンシア豊川では、50歳以上のご利用者様が約半数おみえになりますので、「入所施設ならではの8050問題」があるのではないかと感じています。その問題の一つは、いままで親御様が施設に面会に来てくれたけれども、「最近では車を運転できなくなり来れなくなった」とか、「高齢者施設に入所して来れなくなった」など、ご家族と施設ひいてはご利用者様とが、どうしても疎遠になる傾向になりつつある事です。これは自然の成り行きであると、私達も受け止めています。そのような状況の中で、成年後見制度を利用しているご利用者様は、現在手続き中の方を含めると19名、そのうち東三河後見センターを利用されているのは7名です。東三河後見センターさんを、初めて利用したのは7年前ですが、ここ1～2年で6名が利用させて頂きました。最近では、ほとんどのご利用者様は、東三河後見センターさんを利用させて頂いています。ご利用者様は愛知県下の色々な所から、入所されています。東三河後見センターさんは、たとえ遠方であっても、申請の手続きを迅速にかつご家族の状況に合わせて、お手伝いをしてくれます。何よりも嬉しい事は、ご利用者様を定期的に訪問して下さり、一緒に時間を過ごして下さる事です。シンシア豊川のラウンジで、東三河後見センターの担当職員様が、差し入れのお茶菓子を持参され、ご利用者様に優しく話しかけて下さるところをお見かけすると、本当に安心するとともに心が暖かくなります。

東三河後見センターさんの設立趣旨にあるように、高齢者・障害者が生涯その人らしい生活ができるよう支援する「権利擁護のセイフティネット」として、これからも身近な心強い存在としていて下さることを期待しています。

令和2年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和3年3月22日現在)

正会員費納入者(敬称略) 57名

・今泉博充 ・加藤啓子 ・荻邦子 ・近藤由美子 ・齋藤尚 ・井上裕一 ・武重傳
・細野京子 ・二村良子 ・石原香 ・花田玲子 ・上江道子 ・小野晴美 ・鈴木光子
・倉本秀子 ・坂柳ゆかり ・工藤明人 ・山本達也 ・星野裕 ・足立和男 ・田中幸一
・水野美知代 ・神谷典江 ・福住幸子 ・岡本守 ・長坂宏 ・本多啓枝 ・工藤たか子
・池田進 ・舟越正行 ・丸山智子 ・村川賢一 ・豊田和浩 ・古瀬修 ・高森陽一郎
・金田貴子 ・古川伸 ・杉浦弥生 ・杉山智子 ・西川邦輔 ・小林佳子 ・影山恒太
・水野遠次 ・大嶽理恵 ・五十嵐光子 ・梅田大己 ・中島由恵 ・飯星睦夫 ・今泉全勝
・長谷川卓也 ・緒河睦子 ・高柳大太郎 ・彦坂敏 ・三浦正博 ・藤田慎 ・中村成人
・佐藤美子

賛助会員費納入者(敬称略) 76名

・寺部敦子 ・加藤正則 ・加藤明代 ・夏目みゆき ・樋口茅子 ・都築昭吉 ・藤井幸夫
・田中剛 ・秋田誠二 ・八木憲一郎 ・西田初美 ・小川祐子 ・工藤栄 ・足木充邦
・清水則子 ・日比修治 ・額光幸 ・藤倉陽子 ・水野登代子 ・朝倉保 ・中谷芳孝
・夏目滋 ・多々内崇文 ・金沢富雄 ・石原紀久代 ・伊与田千鶴子 ・大須賀康
・山本範正 ・長谷川泰子 ・彦坂ケサエ ・横田和子 ・佐々木宏直 ・佐々木直子 ・伊藤文則
・高橋正 ・勝見康夫 ・渡部耕二 ・吉本京子 ・伊藤忍 ・成瀬明子 ・森岡真司 ・坂口幹子
・岡本由紀子 ・津田勾子 ・中野正二 ・斎藤啓治 ・丸山博子 ・豊田弘子 ・田村陽子
・廣永義昭 ・杉原昌博 ・内藤加代子 ・藤田裕子 ・牧野賢太郎 ・大林充始 ・渡邊雅子
・新村知弘 ・北沢悦子 ・河合康隆 ・室田満秋 ・北村隆信 ・磯村隆樹 ・佐宗健二
・寺田順子 ・加藤勝美 ・石井義久 ・渡辺勝弘 ・鈴木義雄 ・林梨絵 ・土井亜矢子
・鶴巻真一 ・寺部美代子 ・山内康敏 ・田村真美子 ・中村八重子 ・松田朝夫

法人正会員費納入者(納入順、敬称略) 0法人

法人賛助会員費納入者(納入順、敬称略) 6法人

・APPLE(株)近藤芳江 ・(有)フレンドリーハート ・豊川市医師会 ・蒲郡市社会福祉協議会
・豊川市知的障害者育成会 ・豊川市精神障害者家族会「むつみ会」

寄付者(敬称略) 66名

・加藤正則 ・加藤明代 ・荻邦子 ・梅村勝久 ・小川祐子 ・日比修治 ・野呂壽海雄
・蟹江充子 ・松下啓子 ・和田肇 ・金沢富雄 ・二村良子 ・石原香 ・小野晴美 ・鈴木光子
・足立和男 ・渡部耕二 ・村川賢一 ・福住幸子 ・岡本守 ・星野裕 ・丸山智子
・池田敏晃 ・石原拓海 ・石原育代 ・伊東弘子 ・舟木理恵 ・池田知浩 ・岡本みち子
・舟越正行 ・井上義臣 ・榊原浩一郎 ・榊原佳代 ・中島由恵 ・夏目恂 ・古川伸
・杉山智子 ・西川邦輔 ・山本達也 ・天野しづか ・中村成人 ・北村隆信 ・梅田大己
・杉浦弥生 ・外輪ルリ子 ・岩田佳枝 ・匿名 20名

第15回通常総会の開催について

日時:2021年5月16日(日)13時~ 受付開始 13:30~14:30 総会 (予定)

会場:豊川商工会議所第1・2会議室

新型コロナウイルスの拡大予防のため今年度の総会の開催場所を第1・2会議室とし、講演会等の総会後の企画も中止することにしました。収容人数の厳密な制限(収容人数30名)をかけて実施します。従いまして、正会員の皆様にはご不便をおかけしますが議案書を早くお届けできるようにします。ご承知おきください。



認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和 3 年 3 月 24 日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
令和 2 年 3 月 31 日現在	62	22	12	1(保佐)	97
受任者数(令和 2 年 4 月～)	8	3	2	0	13
終了(令和 2 年 4 月～)	10	3	0	0	13
令和 3 年 3 月 24 日現在受任	60	22	14	1	97

★任意後見制度利用者利用者

任意後見人受任者	1 名	任意後見人	0 名	任意契約終了者	0 名
----------	-----	-------	-----	---------	-----

★市町別受任一覧(被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	15 名	3 名	3 名	4 名	0 名	1 名	0 名	26 名
知的障がい者	24 名	4 名	13 名	2 名	1 名	13 名	2(岡崎市)	59 名
精神障がい者	5 名	0 名	5 名	0 名	0 名	1 名	1(名古屋市)	12 名
合計	44 名	7 名	21 名	6 名	1 名	15 名	3 名	97 名

★市民後見人が担当している利用者数

	後見	保佐	補助	合計
認知症	3 名	3 名	1 名	7 名
知的障がい者	27 名	7 名	4 名	38 名
精神障がい者	1 名	1 名	0 名	2 名
合計	31 名	11 名	5 名	47 名

市民後見人 20 名の方が上記表の 47 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿掲載者で、業務委託契約に基づき後見の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会費・寄付金のお願い

(令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 24 日現在)

正会員費納入者: 57 人

(法人正会員 0 含む)

賛助会員費納入者: 82 人

(法人賛助会員 6 含む)

認定寄付者人数 137 人 令和 2 年度は 37 名プラス!



📌 会員入会・寄付のご案内 📌

★愛知県より令和 2 年 2 月 13 日～令和 7 年 2 月 12 日までを有効期間とする認定 NPO の認定を受けています。(令和 2 年 1 月 14 日付)ご支援・ご協力をお願いします。

編集後記

新型コロナウイルスに振り回された一年となりました。もうしばらく振り回されそうです…。しかし、振り回されながらも「新しい様式」が創設される中で、今までの見立て方について良い・悪いの判断は別にして、違う方向から見立てることもできる。という気づきのある 1 年でした。いよいよ新年度を迎えます。いろんな見立て方のできる、柔軟な活動ができるといいな。時節柄、ご自愛ください。(編集:工藤明人)